

# 平成 3 1 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4 2	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に定める国際物流拠点産業集積地域において、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容          国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。          那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を 2 分の 1 控除する</p>		
関係条文	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 51 条第 2 項、同法第 72 条第 1 項第 3 号、          同法第 72 条の 12 第 1 号八、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号          同法第 313 条第 2 項</p>		
減収見込額	<p>[ 初年度 ] - ( 16 ) [ 平年度 ] - ( 16 )          [ 改正増減収額 ] - ( 単位：百万円 )</p>		
要望理由	<p>( 1 ) 政策目的          急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。          このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>( 2 ) 施策の必要性          沖縄では、急速に成長する中国等東アジアの中心に位置する地理的優位性を活かし、沖縄の国際物流拠点化、国際物流拠点産業の新たなリーディング産業への育成等を実現すべく、国際物流拠点産業集積地域を中心に様々な取組を進めている。          その結果、近年では、2009 年 10 月に開始された国際貨物ハブ事業等の成果もあり、那覇空港の国際貨物取扱量が成田空港、関西空港、羽田空港に次ぐ規模となっている他、平成 26 年度の税制改正による措置適用の要件緩和等により、那覇空港や那覇港湾、中城湾港周辺に製造業・物流業等の企業が集積し始めるなど、沖縄の国際物流拠点化は着実に進展している。          今後は、平成 30 年度に航空機整備基地、平成 31 年度末に那覇空港第 2 滑走路の供用開始が予定されており、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。          また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業																																							
	政策の達成目標	<p>1 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加</li> <li>・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加</li> </ul> <p>2 測定指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数の増加</li> <li>・本制度を活用した企業による雇用者数の増加</li> </ul>																																							
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間																																							
	同上の期間中の達成目標	<p>1 . 達成目標</p> <p>平成 33 年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成 33 年度までに 260 社とする。</li> <li>・国際物流拠点産業の雇用者数を平成 33 年度までに 5,400 人とする。</li> </ul> <p>2 . 測定指標</p> <p>平成 33 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度を活用した企業数 30 社</li> <li>・本制度を活用した企業による雇用者数 870 人</li> </ul> <p>本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。</p> <p>達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄 21 世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p>																																							
政策目標の達成状況	<p>アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は着実に増加しているところ。</p> <p>(1) 新規立地企業数（累計）</p> <p style="text-align: right;">(単位：社)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>17</td> <td>33</td> <td>59</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>37</td> <td>43</td> <td>55</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>54</td> <td>76</td> <td>114</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新規雇用者数（累計）</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>285</td> <td>420</td> <td>829</td> <td>1,066</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>607</td> <td>599</td> <td>652</td> <td>1,031</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td>1,133</td> <td>1,260</td> <td>1,722</td> <td>2,338</td> </tr> </tbody> </table> <p>沖縄県調べ</p>		H25	H26	H27	H28	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	17	33	59	61	うるま・沖縄地区	37	43	55	65	合 計	54	76	114	126		H25	H26	H27	H28	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	285	420	829	1,066	うるま・沖縄地区	607	599	652	1,031	合 計	1,133	1,260	1,722	2,338
	H25	H26	H27	H28																																					
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	17	33	59	61																																					
うるま・沖縄地区	37	43	55	65																																					
合 計	54	76	114	126																																					
	H25	H26	H27	H28																																					
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	285	420	829	1,066																																					
うるま・沖縄地区	607	599	652	1,031																																					
合 計	1,133	1,260	1,722	2,338																																					

有効性	要望の措置の適用見込み	今後は、平年度 48 件の活用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を通じて、高付加価値なものづくり企業や物流企業などの進出を促進するとともに、当該企業の事業規模拡大やそれに伴う雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することによって、国際物流拠点産業の集積を促進し、沖縄県の産業・貿易の推進につなげていく。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税及び所得税の軽減</li> <li>・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置</li> <li>・事業所税の軽減</li> <li>・貿易手続きの簡素化</li> </ul> <p>(1)国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>(2)関税の課税物件の確定に関する特例措置</p> <p>保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
ページ		4 2 3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(過去3年間の適用実績)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="384 248 1230 450"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地方税</th> <th>項目</th> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>適用額</td> <td></td> <td>2</td> <td>7</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>適用額</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>適用額</td> <td></td> <td>2</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>適用額</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方税(法人住民税・事業税の自動運動分)について、平成26年度から平成28年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>地方税(事業所税)については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>算定できないものについては「-」と記載。</p>	地方税	項目		H26	H27	H28	法人住民税	適用額		2	7	12	個人住民税	適用額		-	-	-	事業税	適用額		2	11	10	事業所税	適用額		0	0	0
地方税	項目			H26	H27	H28																									
	法人住民税	適用額		2	7	12																									
個人住民税	適用額		-	-	-																										
事業税	適用額		2	11	10																										
事業所税	適用額		0	0	0																										
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(平成28年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 414千円、事業税 1,211千円</li> <li>・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 8,207千円、事業税</li> <li>・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 2,964千円、事業税 8,676千円</li> </ul> <p>国税に連動しない場合は「-」を、適用額がない場合は「0」を記載した。</p>																														
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成26年度の本税制の改正(要件緩和等)以降、立地企業数や雇用者数は順調に推移していることから、本特例措置が企業の進出や事業展開、ひいては国際物流拠点産業の集積に一定程度の効果があったものと推察される。</p> <p>なお、沖縄県が実施したアンケート調査によれば、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の41%が本税制と回答しており、本特例措置が企業進出や事業展開のインセンティブ措置として有効に作用していると考えられる。</p> <p>(直近3年間の企業数、雇用者数の推移)</p> <p style="text-align: right;">(単位:社、人)</p> <table border="1" data-bbox="384 1361 1099 1485"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数</td> <td>76</td> <td>114</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>1,260</td> <td>1,722</td> <td>2,338</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県の企業アンケート調査より)</p>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	立地企業数	76	114	119	雇用者数	1,260	1,722	2,338																		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度																												
立地企業数	76	114	119																												
雇用者数	1,260	1,722	2,338																												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成33年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進出後に本制度を活用した企業数 30社</li> <li>・ 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 870人</li> </ul>																														
<p>ページ</p>	<p style="text-align: center;">4 2 4</p>																														

	達成状況														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数(社)</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(人)</td> <td>80</td> <td>128</td> <td>256</td> <td>464</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 26～28 年度の企業数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、雇用者数は「国際物流特区(旧うるま地区)」内の立地企業における平均従業員数(16人)から試算。</p> <p>平成 29 年度については、沖縄県調査。</p> <p>前回要望時(平成 28 年度)の最新データである平成 27 年度実績では、新規立地企業数が 8 社、雇用者数が 128 人であったが、平成 29 年度にはそれぞれ 29 社、464 人まで増加しており、順調に推移している。</p> <p>所期の目標の変更について</p> <p>沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画(沖縄 21 世紀ビジョン実施計画)において「国際物流拠点産業の新規立地数」及び「国際物流拠点産業の雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。</p> <p>本制度は製造業や物流関連業などの国際物流拠点産業を集積することで、雇用創出及び国際物流拠点形成による自立型経済の構築を目指すものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。</p>		H26	H27	H28	H29	活用企業数(社)	5	8	16	29	雇用者数(人)	80	128	256
	H26	H27	H28	H29											
活用企業数(社)	5	8	16	29											
雇用者数(人)	80	128	256	464											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由															
これまでの要望経緯	<p>平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充</p> <p>・特別自由貿易地域 創設</p> <p>○平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</p> <p>○平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</p> <p>○平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設</p> <p>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止</p> <p>○平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等)</p> <p>平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長</p>														
ページ	4 2 5														